

横浜市公告第 538 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成29年8月15日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) K R C 瀬谷駅北口 S C 瀬谷区中央6番の15
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	小島量為株式会社 代表取締役 小島 義 紀 瀬谷区中屋敷一丁目20番地の14
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三 枝 富 博 東京都千代田区二番町8番地の8
大規模小売店舗の新設をする日	平成30年3月20日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,421 m <sup>2</sup>
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 46台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 72台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 46.50 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 10.90 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗において小売業を行う者	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻	
来客が駐車場を利用 することができる時 間 帯	午前 8 時 30 分 から 午後 11 時 30 分 まで
駐 車 場 の 自 動 車 の 出 入 口 の 数 及 び 位 置	数 入 口 1 か 所 、 出 口 1 か 所 位 置 届 出 書 の 添 付 図 面 記 載 の と お り
荷さばき施設におい て荷さばきを行うこ とができる時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

平成 29 年 7 月 18 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局成長戦略推進部産業立地調整課

瀬谷区二ツ橋町 190 番地

横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課